

指定一般相談支援重要事項説明書

(令和 4 年 8 月 1 日)

敦賀市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所「あいあい」

当事業所があなたに提供する相談支援について下記のとおり説明します。

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う地域移行支援及び障がいの特性に起因して生じた緊急時の相談等を行う地域定着支援を適切かつ効果的に行うことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・地域移行支援においては、利用者の意思及び人格を尊重し、地域及び家庭との結び付きを重視しながら漫然かつ画一的な支援とならないよう実施するとともに、市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、適切かつ効果的なサービスの提供に努めます。
- ・地域定着支援においては、利用者の意思及び人格を尊重し、常時の連絡体制を確保するとともに、市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、適切かつ効果的なサービスの提供に努めます。
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成 17 年法律第 123 号）、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）、障害者総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）、障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

2. 事業所名称及び所在地

事業所名称	敦賀市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所 「あいあい」
所在地	〒914-0047 福井県敦賀市東洋町4番1号 (敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内)
連絡先	電話 0770-22-8811 (直通) ファックス 0770-22-3785

3. 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	人 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名	職員及び業務の管理を一元的に行います。
相談支援専門員	1名以上	地域移行支援及び地域定着支援に係る相談等を行います。
地域移行支援・地域定着支援担当者	1名以上	

4. 営業日及び営業時間

営 業 日	原則として、月曜日から金曜日までです。 (国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除きます) ただし、緊急の場合は除きます。
営業時間	原則として、午前8時30分から午後5時30分までです。 ただし、緊急の場合は除きます。

5. 相談支援の提供方法と内容

(1) 地域移行支援の提供方法と内容

- ①地域移行支援計画の原案を作成します。
- ②利用者又はその家族（以下「利用者等」といいます。）に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施します。
- ③利用者の居宅への訪問等を行い、面接によるアセスメントを実施します。
- ④計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を聴取します。
- ⑤地域移行支援計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ます。
- ⑥地域移行支援計画を利用者に交付します。
- ⑦必要に応じ、地域移行支援計画の変更を行います。
- ⑧利用者と適時面接し、利用者の状況の的確な把握に努め、地域生活への移行に関する相談等を行います。
- ⑨必要に応じて、地域生活への移行に関する外出の際の同行を行います。
- ⑩必要に応じ、指定障害福祉サービス事業者等への委託により、地域生活に移行するための障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限りません。）の体験的な利用の支援を行います。
- ⑪必要に応じ、厚生労働大臣が定める基準を満たす場所において、指定障害福祉サービス事業者等への委託等による体験的な宿泊の支援を行います。

(2) 地域定着支援の提供方法と内容

- ①地域定着支援台帳を作成します。
- ②利用者等に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施します。
- ③利用者の居宅への訪問等を行い、面接によるアセスメントを実施します。
- ④必要に応じ、地域定着支援台帳の変更を行います。
- ⑤適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保します。

⑥利用者と適時面接し、利用者の状況を把握します。

⑦利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急時には、速やかに利用者の居宅に訪問等を行って状況を確認するとともに、必要に応じて、利用者の家族や関係機関等との連絡調整、厚生労働大臣が定める基準を満たす場所において指定障害福祉サービス事業所等への委託等による一時的な滞在による支援等を行います。

6. 利用料

このサービスの利用料は、当事業所が障害者総合支援法の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、当事業所が地域相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準額を当事業所に支払っていただきます。

7. 虐待防止のための措置

（１）当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため従事者に対する研修の実施、必要に応じて成年後見制度等の利用の支援、虐待防止委員会の設置等の措置を講じます。

（２）従事者は、利用者が虐待を受けている可能性がある場合は、速やかに市町村に通報します。

（３）虐待防止相談窓口の設置

当事業所では、障害者虐待防止に関する相談窓口を設けています。なお、相談窓口は次のとおりです。

相談責任者	管理者 小 田 早 苗
ご利用日時	月曜日から金曜日 （祝日、年末年始〔12月29日～翌年1月3日〕を除く） 午前8時30分～午後5時30分
ご利用方法	電話または面接 電話番号 0770-22-8811（直通）

8. 苦情の申立

当事業所が行うサービスの内容や当事業所が作成したサービス計画等に対し、疑問や苦情のあるときは、当事業所において受け付けます。なお、連絡先、苦情処理のための体制・手順は別紙のとおりです。

利用者同意欄

令和 年 月 日

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所
氏 名

印

署名代行者 住 所
本人との続柄
氏 名

印

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口（連絡先）

○敦賀市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所「あいあい」の管理者及びサービス提供責任者
相談責任者：管 理 者 小 田 早 苗 電 話：０７７０－２２－８８１１（直通）
ファックス：０７７０－２２－３７８５

○敦賀市福祉保健部地域福祉課 電話：０７７０－２２－８１７６

○福井県社会福祉協議会運営適正化委員会 電話：０７７６－２４－２３４７

2. 当事業所が苦情処理を行うための処理体制・手順

